

2026. 7

Law Office YODOYABASHI

No.46



淀屋橋北詰から淀屋橋ゲートタワーを望む

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <https://yodo-law.com>

代表弁護士 安田 正 俊

弁護士 阿部 清 司
弁護士 山本 彼 一郎
弁護士 鹿野 耕 平
弁護士 西垣 昭 利
弁護士 平井 智 也
弁護士 堀内 みづ希
弁護士 古 高 悠 生

弁護士 西野 航
弁護士 井上 敏 志
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 奥田 直 之
弁護士 深江 元 哉
弁護士 松岡 真 嗣
弁護士 三 浦 雄一郎

弁護士 黒田 拓 志
弁護士 今井 佐和子
弁護士 松本 京子
弁護士 高野 史 恵
弁護士 中濱 裕 貴
弁護士 森 本 開



1 はじめに

2026年(令和8年)は、企業活動や日常生活に関わりの深い法改正・新制度の施行が相次ぐ年となります。本号では、特に多くの企業・個人に影響が及ぶと思われる4つの改正、すなわち、①道路交通法の改正(自転車の「青切符」制度の導入)、②不動産登記法の改正(住所等変更登記の義務化)、③公益通報者保護法の改正、④カスタマーハラスメント防止措置の義務化を取り上げ、その概要と実務上の留意点をご紹介します。

2 道路交通法の改正 ―― 自転車の「青切符」(交通反則通告制度)の導入 [施行:令和8年4月1日]

令和8年4月1日から、自転車を含む軽車両の交通違反に対して、自動車等と同様の「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」が導入されました。

これまで自転車の交通違反については、反則金で簡易に処理する仕組みがなく、悪質な違反は刑事手続(赤切符)の対象となる一方で、軽微な違反は事実上、指導警告にとどまることが少なくありませんでした。今回の改正により、一定の違反については、警察官から交付される青切符に従って期限内に反則金を納付すれば、刑事手続に移行せず、前科を残すことなく手続を終えることができるようになりました。違反者に前科を負わせることなく、迅速かつ実効的な責任追及を可能とする点に、本制度の特徴があります。

対象となるのは、16歳以上の自転車利用者です。16歳未満の者の違反については青切符は交付されず、従来どおり指導・警告による対応がなされます。対象となる違反行為は約113種類とされ、信号無視、一時不停止、いわゆる「ながらスマホ」(携帯電話を使用しながらの運転)、無灯火、通行区分違反、二人乗り・並進、遮断踏切への立入りなどが含まれます。反則金の額は原動機付自転車とおおむね同程度とされ、一例として、ながらスマホは12,000円、信号無視および通行区分違反は各6,000円、遮断踏切立入りは7,000円、一時不停止は5,000円、並進・二人乗りは3,000円となります。

もっとも、警察は、違反を認知した場合に直ちに青切符を交付するのではなく、基本的には、まず現場での指導警告を行い、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反を検挙(青切符の交付)の対象とする方針を示しています。

主な
青切符の
対象となる
自転車の交通違反
対象年齢 16歳以上



3 不動産登記法の改正 ―― 住所等変更登記の申請義務化 [施行:令和8年4月1日]

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されたことは記憶に新しいところですが、令和8年4月1日からは、これに続いて、所有権の登記名義人の「住所等変更登記」の申請が義務化されました。

具体的には、不動産の所有者(所有権の登記名義人)は、その氏名・名称または住所に変更があったときは、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならないものとされます。施行日前に住所等を変更していた場合も対象となり、その場合は令和10年3月31日までに変更登記を行う必要があります。正当な理由がないのに申請を怠ったときは、5万円以下の過料の対象となり得ます(ただし、登記官が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお正当な理由なく申請がされない場合に限られます)。

あわせて、所有者の負担を軽減するための「スマート変更登記」も導入されました。これは、あらかじめ法務局に検索用情報(氏名のふりがな・生年月日等)を提供しておくことで、住民基本台帳の情報等との連携により、住所等の変更があった場合に登記官の職権で変更登記がされる仕組みです(自然人が対象)。この制度を利用すれば、その後の変更登記を自ら申請する必要がなくなります。

不動産を所有する個人・法人においては、現在の登記名義人の住所等が最新のものとなっているかを、この機会にあらためてご確認いただくことをお勧めします。

4 公益通報者保護法の改正 [施行:令和8年12月1日]

公益通報者保護法の改正法が令和7年6月に公布され、令和8年12月1日から施行されます。今回の改正は、公益通報者の保護を実効的なものとするため、複数の重要な見直しを含んでいます。

第一に、公益通報を理由として通報者を解雇・懲戒した者に対する刑事罰が新設されます(6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金。法人に対しても両罰規定により3,000万円以下の罰金)。第二に、事業者が通報者を特定しようとする「探索」行為が禁止され、これに違反してされた合意等は無効とされます。第三に、立証責任に関する推定規定が設けられ、公益通報の日から1年以内にされた解雇・懲戒等は、公益通報を理由とするものと推定されることになります。このほか、保護される公益通報者の範囲にフリーランス(特定受託事業者)が加えられるなど、保護の対象も拡大されています。

企業としては、内部通報の窓口や通報対応体制の整備・運用状況をあらためて点検するとともに、通報者の特定につながる情報の管理を徹底し、通報を理由とする不利益な取扱いが生じないよう、社内のルールと運用を見直しておくことが重要です。

5 カスタマー・ハラスメント防止措置の義務化 [施行:令和8年10月1日]

改正労働施策総合推進法により、令和8年10月1日から、事業主に対し、カスタマー・ハラスメント(カスハラ)を防止するための雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられます。従業員を1人でも雇用するすべての企業が対象となります。



ここでいうカスハラとは、職場において行われる顧客や取引の相手方等の言動であって、その業務の性質等に照らして社会通念上許容される範囲を超え、労働者の就業環境を害するものをいいます。事業主に求められる措置としては、カスハラに対する方針の明確化と周知・啓発、相談に応じる体制の整備、被害を受けた労働者への配慮、再発防止に向けた取組などが想定されており、厚生労働省は、令和7年12月に、講ずべき措置の内容に関する指針案を公表しています。なお、同じ改正により、就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)を防止するための措置も義務化されます。

施行までに、カスハラへの対応方針の策定、相談窓口の設置、対応マニュアルの整備、従業員研修の実施などの準備を計画的に進めておくことが望まれます。

6 おわりに

本稿で取り上げた4つの改正は、いずれも企業の日常の運営や個人の生活に直接関わるものです。施行の時期はそれぞれ異なりますが、いずれも、事前の準備や社内ルールの見直しによって円滑に対応することが可能です。ご不明な点や、具体的な対応についてのご相談がございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

(弁護士 中嶋 俊太郎)

ご挨拶

盛夏の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

近年よく目にする問題の1つとして、国内企業に対するランサムウェアなどのサイバー攻撃や、情報漏えい問題が指摘できます。企業価値を守る観点から、情報管理やサイバーセキュリティの重要性について再認識する必要性を感じております。また、中東情勢やこれに伴う資材調達コスト、エネルギーコストの問題もまだまだ予断を許さない状況と思われ、企業活動を取り巻く環境は大きな変化の中にあります。

しかし、このような変化の時代だからこそ、お客様や取引先との信頼関係の構築や、一つひとつの課題に誠実に向き合う姿勢は、変わらずに守り続けたいところです。

私どもも、単に法律問題を解決するだけでなく、皆様の事業活動や経済生活を支える身近なパートナーとして、より一層お役に立てるよう研鑽を重ねてまいります。

酷暑の折、どうかご自愛いただき、皆様のますますのご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

令和8年 盛夏

弁護士法人淀屋橋法律事務所
代表弁護士 安田 正俊



コラム

淀屋橋の歴史学



第8回

「大阪城は「天然の要塞」 かつ「交通の要衝」だった？」

はじめに

日本の城には、大別して山城（山に作られた城）と平城（平地に作られた城）があります。戦時（混乱期）は防御を重視して山城が主に作られ、平時（安定期）には経済の中心地に平城が作られました。

現在の大阪城は平城？

現在の大阪城は河内近くの平地（大阪平野の中心付近）に位置しており、経済の中心地に作られたような立地です。豊臣秀吉が1583年から1598年にかけて大阪城を築城した当時は、戦国時代の終わり頃です。

豊臣秀吉は戦国時代の終わりを想定し、防御よりも経済を優先して場所を選定し、平城として大阪城を作ったのでしょうか。

大阪城の本来の立地

豊臣期大阪城は、石山本願寺の跡地に築城されています。その後、徳川期大阪城が豊臣期大阪城の跡地に築城されました。現在の天守閣は、昭和初期に下層は徳川期大阪城、上層は豊臣期大阪城を模して復興されたものです。

石山本願寺は戦国時代の畿内の有力勢力のひとつであった浄土真宗の本山であり、堀や土塁で固められた強固な城塞都市でした。織田信長との間で10年近くにわたる攻防戦（石山合戦）を繰り広げた場所でもあります。

石山本願寺が作られたのは戦国時代であり、織田信長の攻撃を10年近くも耐えたことから、石山本願寺が相当な要塞であったことを窺わせます。大阪の古地図を見ると、現在の大阪平野の大部分は海（河内湾 又は河内湖）であり、河内湾 又は河内湖は、南から北に突き出した半島（上町台地）によって瀬戸内海と隔てられています。大阪城（石山本願寺）はこの半島（上町台地）の先付近に位置します。また、石山合戦の絵図では、河川が網の目のように張り巡らされた場所で島のように描かれています。

つまり、石山本願寺は、海・川・湿地等に囲まれた天然の要塞に位置しており、その跡地に豊臣期大阪城が築城されたのです。

なお、この場所は淀川（宇治川）で伏見城・淀城（いずれも豊臣秀吉の主要な拠点）とも繋がっており、瀬戸内海への玄関口でもあります。天然の要塞であるだけでなく、水上交通の要衝でもあった訳です。



現在の大阪城の周辺

現在の大阪の中心地「梅田」の名称は、埋め立てによって出来た田を示す「埋田」に由来するとされています。また、北新地（曾根崎新地）の「新地」も、干拓・開墾等によって新しくできた土地を示す言葉であり、ここが干拓・埋め立てによって出来た土地であることを示します。

大阪では、都市形成の過程で、川（淀川・大和川等）の流れを変えることで浸水を防ぎ、干拓・埋め立てを進めました。川の流れが変わったことで河口部では土砂の堆積も進み、付け替え後の大和川の河口に位置した堺は港湾機能の大部分を失うことになりました。また、大阪市では天然の海岸はほとんど残されていません。

江戸時代には、数が多いことの喩え「八百八」を用いて、江戸八百八町、京都八百八寺、なにわ八百八橋と呼ばれ、大阪は橋が多い都市とされていました。現在も多くの橋が残されていますが、これも、川の付け替え、干拓・埋め立てによって都市が形成されたことに由来するものです。

まとめ

首都をはじめとした都市の立地条件は時代によって異なります。陸上交通から水上交通へ（その中でも川から海へ）、山岳地帯から平地へと変遷し、現在は主要都市の多くが臨海地域に立地しています。

その一方で、地球温暖化に伴う海面上昇、大地震による津波、地盤沈下が問題となってきています。そう遠くない将来に、これらを避け、臨海部から内陸部への都市移転が生じるかもしれません。

日本維新の会が連立政権に加わったこともあり、副首都構想の議論が本格化しつつあります。防災の観点も、副首都の候補地選定に少なからず影響を与えるのではないのでしょうか。

（弁護士 西野 航）

表紙の写真

「淀屋橋北詰から淀屋橋ゲートタワーを望む」

橋（淀屋橋）の南西に居を構えていた江戸時代の豪商・淀屋が最初に架橋したことが橋名の由来となっています。「淀屋橋」という行政上の正式な地名は存在しませんが、橋、駅、交差点の名称となっており、橋周辺は淀屋橋エリアとして大阪の代表的なビジネス街となっています。

再開発事業により、橋（淀屋橋）の南西に淀屋橋ゲートタワーが完成しました。

今夏、当事務所は淀屋橋ゲートタワーに移転します。

（撮影者 弁護士 西野 航）